特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	健康管理（健康増進法）に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行橋市は、健康管理（健康増進法）に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

行橋市長

公表日

令和8年10月2日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理（健康増進法）に関する事務
②事務の概要	健康増進法（平成14年法律103号）および行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく、健康診査・各種がん検診等に係る事務。特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①歯周疾患検診・肝炎ウイルス検診・健康増進法に基づく健康診査・がん検診その他住民の健康増進のために必要な事業の推進に関する事務 ②実施対象者の把握に関する事務 ③結果の管理・照会に関する事務
③システムの名称	・健康管理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
健康管理（健康増進）システムファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 ・番号法別表第一の１１１の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第54号 ・番号法第9条第2項 ・行橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1 項番11

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表139の項 ・健康増進法第19条の4 ・番号法第19条第9号 ・行橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第2 項番11	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行橋市　福祉部　地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	行橋市　総務部　総務課総務係　福岡県行橋市中央1丁目1番1号　0930-25-1111　内線1413

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	行橋市　福祉部　地域福祉課健康づくり推進係　福岡県行橋市中央1丁目1番1号　0930-25-1111　内線1215

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年3月27日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年3月27日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとにミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、個人番号及び本人情報が記載された申請書等を廃棄する場合は必ずシュレッダーをかけた後、処分している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	新様式への対応				
令和4年1月12日	Ⅰ．1．②事務の概要	健康増進法（平成１４年法律103号）および行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年５月３１日法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、健康診査・各種がん検診等を実施している。 特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①健康診査・各種がん検診その他住民の健康増進のために必要な事業の推進に関する事務 ②実施対象者の把握に関する事務 ③結果の管理・照会に関する事務	健康増進法（平成１４年法律103号）および行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年５月３１日法律第27号。以下「番号法」という。）に基づき、健康診査・各種がん検診等を実施している。 特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①歯周疾患検診・肝炎ウイルス検診・健康増進法に基づく健康診査・がん検診その他住民の健康増進のために必要な事業の推進に関する事務 ②実施対象者の把握に関する事務 ③結果の管理・照会に関する事務	事前	情報連携が令和4年6月から開始予定であるため
令和4年1月7日	Ⅰ．4．①実施の有無	未定	実施する	事前	情報連携が令和4年6月から開始予定であるため
令和4年1月7日	Ⅰ．4．②法令上の根拠		・番号法別表第2の102の2 ・健康増進法第19条の4	事前	情報連携が令和4年6月から開始予定であるため
令和4年1月7日	Ⅳ．4	委託しない	十分である	事前	情報連携が令和4年6月から開始予定であるため
令和4年1月7日	Ⅳ．5	提供・移転しない	十分である	事前	情報連携が令和4年6月から開始予定であるため
令和4年1月7日	Ⅳ．6	接続しない（入手）	十分である	事前	情報連携が令和4年6月から開始予定であるため
令和4年1月7日	Ⅳ．6	接続しない（提供）	十分である	事前	情報連携が令和4年6月から開始予定であるため
令和5年3月19日	Ⅳ．8		十分である		新様式への対応
令和5年3月19日	Ⅳ.11		選択肢（8）を記入		新様式への対応
令和7年3月27日	Ⅳリスク対策8.人手を介在させる作業		・選択肢（2）を記入 ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとにミスが発生するリスクへの対策を講じている。	事前	新様式への対応
令和7年3月27日	Ⅳリスク対策11.最も優先度が高いと考えられる対策		・選択肢（8）を記入 ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。また、個人番号及び本人情報が記載された申請書等を廃棄する場合は必ずシュレッダーをかけた後、処分している。	事前	新様式への対応
令和8年10月2日	Ⅰ．4．②法令上の根拠	・番号法別表第二の102の2の項 ・健康増進法第19条の4	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表139の項 ・健康増進法第19条の4	事後	令和5年法律第48号により番号法別表第二が令和6年5月27日に廃止されたことに伴う修正。
令和8年10月2日	Ⅰ．3．法令上の根拠、 Ⅰ．4．②法令上の根拠	Ⅰ．3． ・番号法第9条第1項 ・番号法別表第一の１１１の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第54号 Ⅰ．4． ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表139の項 ・健康増進法第19条の4	Ⅰ．3． ・番号法第9条第1項 ・番号法別表第一の１１１の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第54号 ・番号法第9条第2項 ・行橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第1 項番11 Ⅰ．4． ・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報 の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条の表139の項 ・健康増進法第19条の4 ・番号法第19条第9号 ・行橋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　別表第2 項番11	事前	転入者のがん検診受診時における税情報の情報連携（独自利用事務）を新たに追加するため。